

宅地建物取引業者 免許換えの申請手続（フローチャート）

- ・免許換えとは、事務所の移転・廃止・新設等に伴い、宮崎県知事免許⇔他都道府県知事免許・国土交通大臣免許に免許がかわることをいいます。
- ・免許証番号は、新しい番号となります（括弧内更新数字も1となります）。
- ・既存の免許に十分な有効期間があるか確認してください。
- …免許申請中に既存の免許の有効期間を経過すると、他都道府県や大臣で免許拒否となった場合、宮崎県知事免許の更新はできず、免許は失効します。
- ・免許換え申請の前に変更が必要な事項は、変更届出を提出してください。
- ・免許換えの場合は、下記の流れに従って手続を行うことになります。

※以下のフローチャートのうち、「移転先都道府県」、「移転元都道府県」及び「九州地方整備局」の処理は宮崎県の処理を例としているものであり、実際の取扱いと異なる場合があるため、該当の免許権者にお問い合わせください。

